

令和8年度

第1回 新潟県道路啓開計画策定協議会

日時：令和8年7月29日 14時～
場所：新潟県庁西回廊大会議室
主催：新潟県
北陸地方整備局新潟国道事務所
新潟市

次 第

1. 開会
2. 主催者挨拶
3. 議事
 - (1)新潟県道路啓開計画策定協議会規約(案)
について
 - (2)改正道路法に基づく道路啓開計画の策定
について
 - (3)今後の進め方について
4. 閉会

新潟県道路啓開計画策定協議会 規約(案)

(名 称)

第1条 本会は、「新潟県道路啓開計画策定協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、新潟県内における大規模災害発生時において、関係機関の連携・協力により緊急輸送の確保を図るため、道路法第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、実効性の向上を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1)災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- (2)優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- (3)道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- (4)道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- (5)その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組 織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、新潟県土木部長が務めるものとする。
- 3 会長に事故等あるときは、予め会長が指名する者がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
- 5 協議会には、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることとし、検討結果を協議会に報告しなければならない。

(議事の公開)

第5条 協議会は原則として非公開とする。協議会の会議に提出された資料及び議事録は、会議終了後公開する。

(事 務 局)

第6条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 協議会の事務局は新潟県土木部道路管理課、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所管理第一課及び新潟市土木部土木総務課に置くものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(そ の 他)

第8条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

第9条 本規約は、令和8年7月29日から施行する。

(別表)

新潟県道路啓開計画策定協議会 構成員(案)

機関	役職	備考
【道路管理者】		
北陸地方整備局	道路部 道路情報管理官	
北陸地方整備局 高田河川国道事務所	事務所長	
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	事務所長	
北陸地方整備局 長岡国道事務所	事務所長	
北陸地方整備局 新潟国道事務所	事務所長	
新潟県	土木部長	
新潟市	技監／土木部長	
長岡市	土木部長	
三条市	建設部長	
柏崎市	都市整備部長	
新発田市	維持管理課長	
小千谷市	建設課長	
加茂市	建設課長	
十日町市	建設部長	
見附市	建設課長	
村上市	建設課長	
燕市	都市整備部長	
糸魚川市	都市建設課長	
妙高市	建設課長	
五泉市	都市整備課長	
上越市	都市整備部長	
阿賀野市	産業建設部長	
佐渡市	建設部長	
魚沼市	産業経済部長	
南魚沼市	建設部長	
胎内市	地域整備課長	
聖籠町	ふるさと整備課長	
弥彦村	産業部長	
田上町	地域整備課長	
阿賀町	建設課長	
出雲崎町	建設課長	
湯沢町	地域整備部長	
津南町	建設課長	
刈羽村	建設課長	
関川村	建設課長	
粟島浦村	産業振興課長	
東日本高速道路株式会社 新潟支社	道路事業部長	
【関係機関】		
新潟県福祉保健部	福祉保健部長	
新潟県防災局	防災局長	
新潟県警察本部	交通部長 警備部長	
陸上自衛隊 第30普通科連隊	第3科長	
新潟県消防長会	会長	
一般社団法人 日本建設業連合会 北陸支部	支部長	
一般社団法人 日本道路建設業協会 北陸支部	幹事(災害対策委員長)	
一般社団法人 新潟県建設業協会	会長	
一般社団法人 日本建設機械施工協会 北陸支部	支部長	
一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 北陸支部	副支部長	
一般社団法人 新潟県地質調査業協会	理事長	
一般社団法人 新潟県測量設計業協会	会長	
東北電力ネットワーク株式会社 新潟支社	総務広報部長	
NTT東日本株式会社 埼玉事業部 新潟支店	設備部長	
公益社団法人 日本水道協会 新潟県支部	新潟県支部	
新潟県ガス協会	技術部会長	
特定非営利活動法人にいがた災害ボランティアネットワーク	理事長	

改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施（承認工事の特例の創設）

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識
（人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保）

激甚化・頻発化する
自然災害への対応強化

これまでの全国の
啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の
備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ 法定協議会（道路管理者＋関係機関）を経て決定

令和6年能登半島地震における道路啓開



道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練



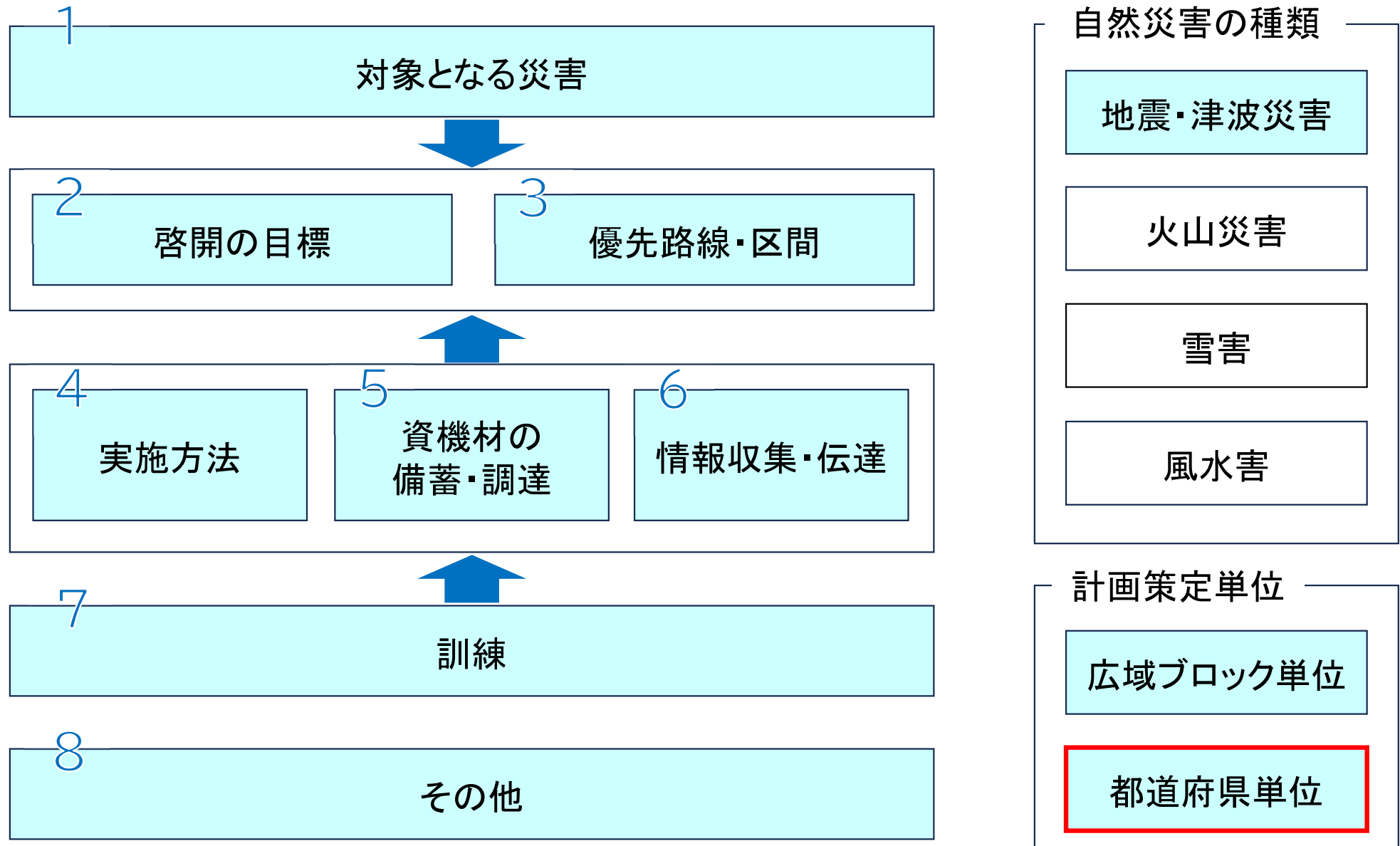
多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

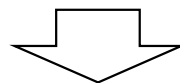
道路啓開計画の基本的な構成



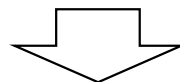
北陸圏域道路啓開計画【地震・津波編】の策定経緯

令和7年8月29日

令和7年度 第1回北陸圏域道路啓開計画策定協議会

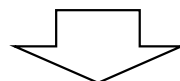


(ワーキンググループで実務的な検討を実施)



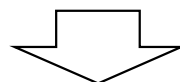
令和7年11月28日
(書面開催)

令和7年度 第2回北陸圏域道路啓開計画策定協議会



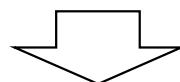
令和7年12月23日

令和7年度 第3回北陸圏域道路啓開計画策定協議会



令和7年12月25日

改正道路法に基づく
北陸圏域道路啓開計画（地震・津波編） 策定・公表



令和8年3月19日
(書面開催)

令和7年度 第4回北陸圏域道路啓開計画策定協議会

※令和8年4月1日に石川県内道路の管理者変更等に伴う
北陸圏域道路啓開計画の一部改訂

目的 令和6年1月に発生した能登半島地震においては、人命救助やライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保のための道路啓開の重要性が再認識され、これを踏まえ、令和7年に道路法を改正し、道路啓開計画が法定化された。

北陸圏域道路啓開計画は、北陸圏域内（新潟県、富山県、石川県）の道路管理者及び関係者からなる協議会での協議を経て、能登半島地震での教訓等を踏まえ、道路法第22条の3に定める道路啓開計画として、関係機関との連携・協力により、大規模災害時において、道路啓開の実効性の向上を図ることを目的とする。

計画の概要

○対象とする災害

- 近年、北陸圏域（新潟県、富山県、石川県）で発生した最大規模の地震である「令和6年能登半島地震」を対象とする

（被災エリア※：輪島市、珠洲市、七尾市、志賀町、能登町、穴水町、中能登町（3市4町））

※能登半島地震での道路被災状況および道路啓開状況を踏まえ設定

○道路啓開の目標、優先的に道路啓開を実施する路線・区間

- 発災後72時間以内の道路啓開を目標とし、防災拠点と連絡する路線を設定
- 能登半島地震の教訓をふまえ、海路、空路でのアクセスルートも設定

（表1）防災拠点 ※石川県地域防災計画より選定

● 広域進出拠点	・広域応援部隊が移動する際の目標とする拠点（市役所等） ・災害拠点病院など救命救助の拠点
● 進出拠点	・被災地進出に向けた拠点
● 救助活動拠点	・被災地内での活動を行う拠点

（表2）優先的に啓開する路線

— 広域支援ルート (24時間以内を目標)	・広域進出拠点を連絡するルート
— 被災地進出ルート (48時間以内を目標)	・広域支援ルートと進出拠点を連絡するルート
— 被災地内ルート (72時間以内を目標)	・被災が想定される地域内のルート



写真① 自衛隊と連携し海路を活用（輪島市内 深見浜）

能登半島地震では大川浜、深見浜からエアクッション艇で被災地にアクセス



写真② ヘリポートとして活用道の駅「千枚田ポケットパーク」

（表3）海路・空路でのアクセス箇所

	選定理由
海路	港 緊急輸送道路でアクセス可能な港を設定
	砂浜等 能登半島地震で活用されたエアクッション艇の上陸を想定
空路	空港 のと里山空港
	ヘリポート 石川県地域防災計画で設定されている箇所
	道の駅 へりが離着陸が可能な道の駅を設定

図1：優先的に道路啓開を実施する路線・区間

○道路啓開の方法

- 本来道路管理者に代わって国が啓開する路線を設定（直轄啓開予定道路）
- 啓開作業を担う企業、団体を啓開路線毎に予め設定

（表4）直轄啓開予定道路

路線設定の考え方	・広域支援ルートのうち広域進出拠点までの主軸となる区間として「七尾市から輪島市役所および珠洲市役所にアクセスする路線・区間」を設定
直轄啓開予定道路	【県管理道路】（合計 約60km） 国道249号、（主）七尾輪島線、（主）輪島山田線、（主）珠洲穴水線、（主）内浦柳田線、（一）柏木穴水線
代替路	【県管理道路】（合計 約40km） 国道249号、（主）七尾輪島線

- 直轄啓開の発動条件は、「本計画の被災エリアのうち、複数市町で震度6強以上を観測する地震が発生した場合」とする



図2：直轄啓開予定道路

計画の概要

○資機材の備蓄・調達

- ・能登半島地震の被災状況を踏まえ、被災量と必要資機材量、それに対する備蓄量を整理
- ・災害協定による資機材も加えることで、必要な資機材を確保できることを確認

※簡易的な道路復旧に有効な常温合材についても備蓄量を設定

※災害復旧等に必要なアスファルトプラント等の位置を図示

被災分類		算出概要 ※道路啓開幅:5m		被災量	必要な資機材量		備蓄量 (道路管理者+協定業団体)																																								
ガレキ	津波堆積物	【津波浸水区域】 道路啓開延長×5m×4cm		13,250m3	土砂・盛土材	1,769m3	現地発生材の使用を想定																																								
	沿道建物倒壊	【DID地区を対象】 道路啓開延長×5m×市町別瓦礫発生量		840m3	碎石	1,090m3	17,804m3																																								
道路被災	段差・亀裂等	道路啓開延長×震度別道路被害率× 道路別被災内訳		57箇所	大型どこのう	1,930袋	33,941袋																																								
	斜面崩落	<table><tr><th rowspan="2">震度</th><th colspan="2">道路施設被害率 (箇所/km)</th></tr><tr><th>直轄</th><th>県・市管理</th></tr><tr><td>震度5弱</td><td>0.035</td><td>0.016</td></tr><tr><td>震度5強</td><td>0.11</td><td>0.049</td></tr><tr><td>震度6弱</td><td>0.16</td><td>0.071</td></tr><tr><td>震度6強</td><td>0.17</td><td>0.076</td></tr><tr><td>震度7</td><td>0.48</td><td>0.21</td></tr></table>	震度	道路施設被害率 (箇所/km)		直轄	県・市管理	震度5弱	0.035	0.016	震度5強	0.11	0.049	震度6弱	0.16	0.071	震度6強	0.17	0.076	震度7	0.48	0.21	<table><tr><th colspan="4">被災内訳(割合)</th></tr><tr><th></th><th>直轄 国道</th><th>のと里山 海道等</th><th>県・市町 管理道路</th></tr><tr><td>段差・ 亀裂等</td><td>1.00</td><td>0.48</td><td>0.41</td></tr><tr><td>斜面崩落</td><td>0.00</td><td>0.04</td><td>0.54</td></tr><tr><td>盛土崩落</td><td>0.00</td><td>0.48</td><td>0.05</td></tr></table>	被災内訳(割合)					直轄 国道	のと里山 海道等	県・市町 管理道路	段差・ 亀裂等	1.00	0.48	0.41	斜面崩落	0.00	0.04	0.54	盛土崩落	0.00	0.48	0.05	49箇所	バックホウ	78台	1,684台
	震度	道路施設被害率 (箇所/km)																																													
		直轄	県・市管理																																												
震度5弱	0.035	0.016																																													
震度5強	0.11	0.049																																													
震度6弱	0.16	0.071																																													
震度6強	0.17	0.076																																													
震度7	0.48	0.21																																													
被災内訳(割合)																																															
	直轄 国道	のと里山 海道等	県・市町 管理道路																																												
段差・ 亀裂等	1.00	0.48	0.41																																												
斜面崩落	0.00	0.04	0.54																																												
盛土崩落	0.00	0.48	0.05																																												
盛土崩壊				13箇所	ブルドーザ	9台	621台																																								
放置車両等撤去		<津波浸水区域に囲まれた地域を対象> 道路啓開延長×交通密度(台/km)		142台	レッカー車	4台	15台																																								

図3：必要資機材の算定

○実践的な訓練

- ・道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者のほか、警察、消防、自衛隊、建設関連団体、ライフライン事業者、医療関係、技術系NPO等が参加する実践的な訓練を実施
- ・下記、訓練メニューを適宜組み合わせ、年1回以上を実施する年次計画を策定

(表5) 訓練メニュー

1. 初動対応訓練	・孤立情報の収集と優先啓開ルート検討 ・ライフラインの被災状況を踏まえた優先啓開ルート検討 ・衛星画像、ドローン、自転車等を活用した被災地調査
2. 資機材搬入 道路啓開訓練	・災害協定企業等関係者が連携した土砂・がれき・倒木の撤去訓練 ・空路・海路を活用した重機搬入・被災地アクセス訓練 ・自衛隊と連携した土砂・がれき撤去訓練 ・電力会社と連携した電柱等撤去訓練 ・放置車両等の移動訓練
3. 連絡体制確認 訓練	・関係機関との被災状況、道路啓開情報の情報伝達訓練 ・24条承認の特例の実施に関する連絡調整
4. 通信手段確保 デジタル活用訓練	・通信手段途絶状態における通信手段確保訓練(スターリンク等) ・災害情報共有システム等を活用した情報共有訓練



写真③ 倒壊電柱の除去訓練



写真④ 海からの上陸訓練
(防衛省自衛艦隊HPより)



写真⑤ 民間衛星回線の設置訓練
(能登半島地震での活用状況)

○情報収集・伝達

- ・道路啓開、孤立、ライフライン等の各種情報の収集・伝達に関する体制を構築

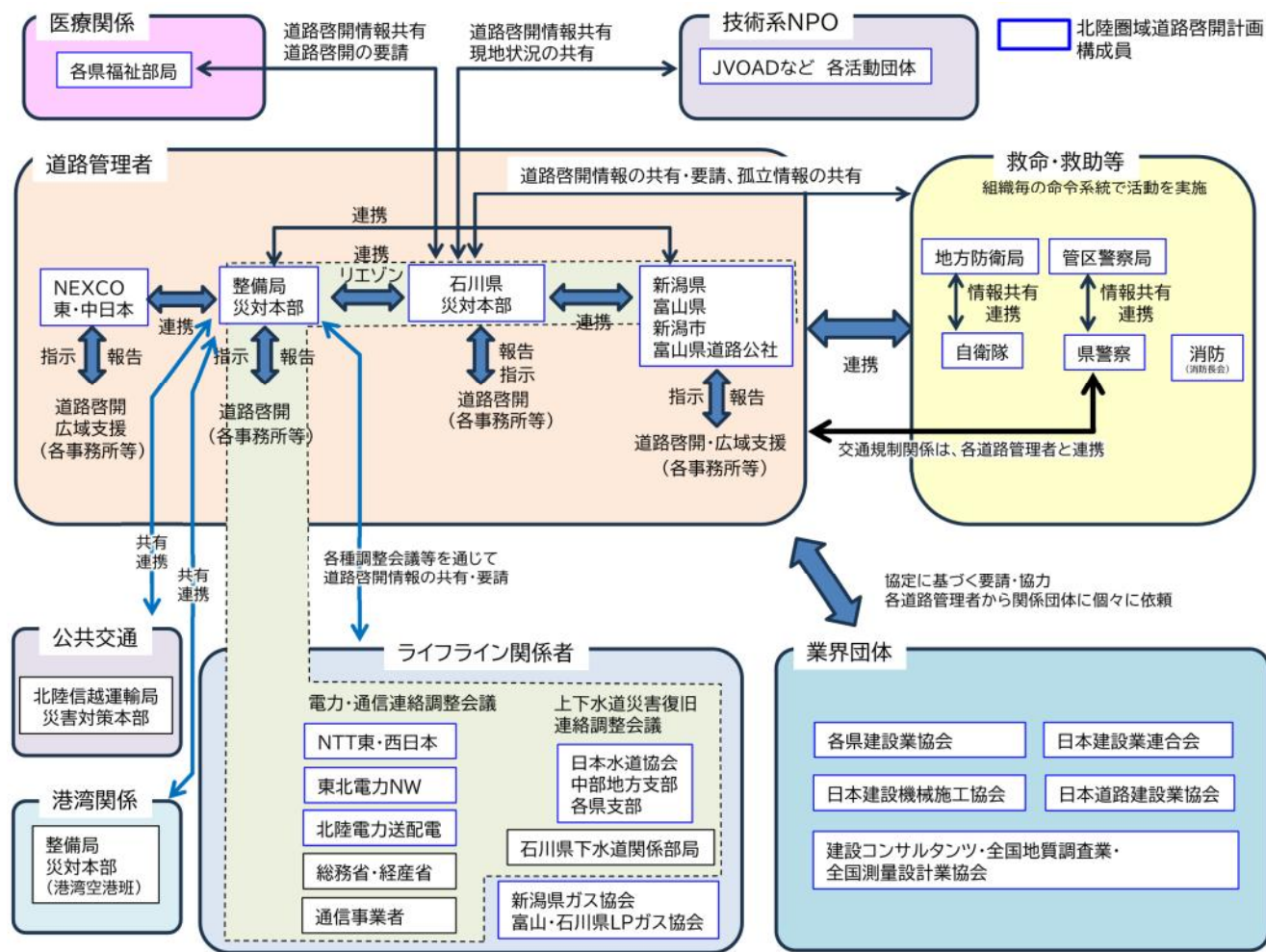


図4：道路管理者と関係者との情報収集・伝達系統図

- ・能登半島地震では発災直後、公衆通信網が途絶したが、衛星通信車やスターリンク等の民間衛星回線を活用し通信手段を確保したことから、災害に強い通信手段を導入・活用

計画の概要

○啓開計画の策定と見直し

- ・計画策定は、道路管理者および関係機関で構成する「北陸圏域道路啓開計画策定協議会」での審議およびワーキンググループで議論のうえ作成
- ・策定後は、被災想定の見直しや災害対応の教訓等を踏まえ、定期的(5年に1回)に計画を見直す

○道の駅の活用

- ・災害時の道の駅の迅速な活用及び機能強化に向けて
- 各道の駅を地図上に整理し、防災機能の現状等を整理
- 広域進出拠点として「のと里山空港」、進出拠点として「織姫の里なかのと」を設定
- 道の駅「桜峠」「なかじまロマン峠」については、今後、防災対応トイレ整備等の防災機能強化を行い、新たに進出拠点等に設定予定

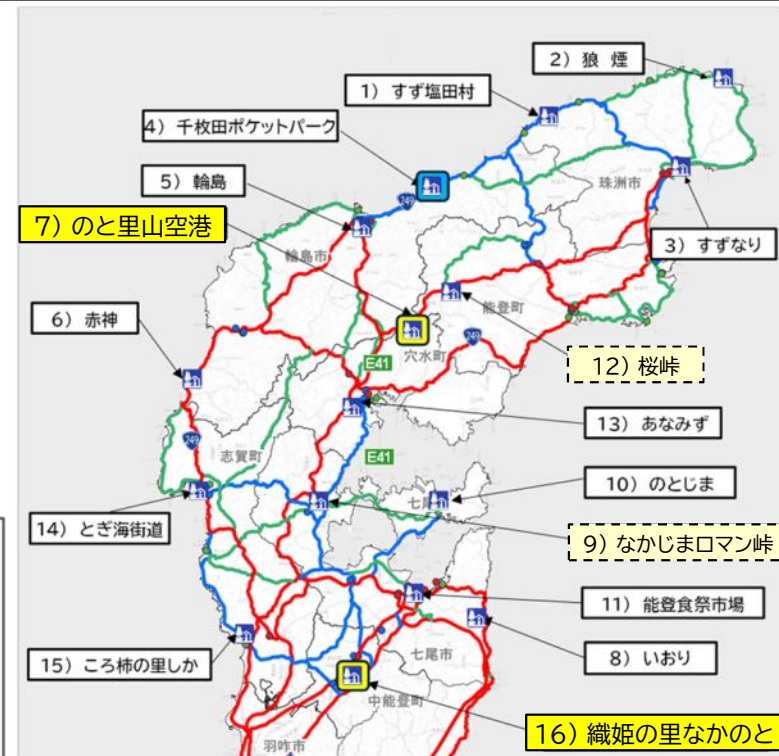
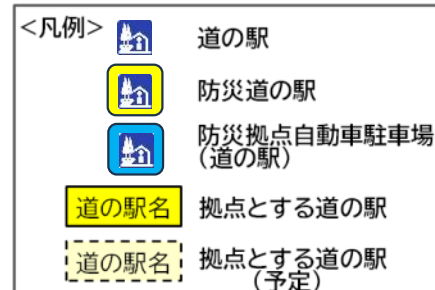


図5：能登半島における道の駅

○優先啓開ルート上のリスクの整理と迂回路の設定

- ・優先啓開路線にあるリスク(落橋、盛土・法面の崩壊等)を図示
- ・落橋や大規模盛土崩落のおそれのある箇所は迂回路を設定

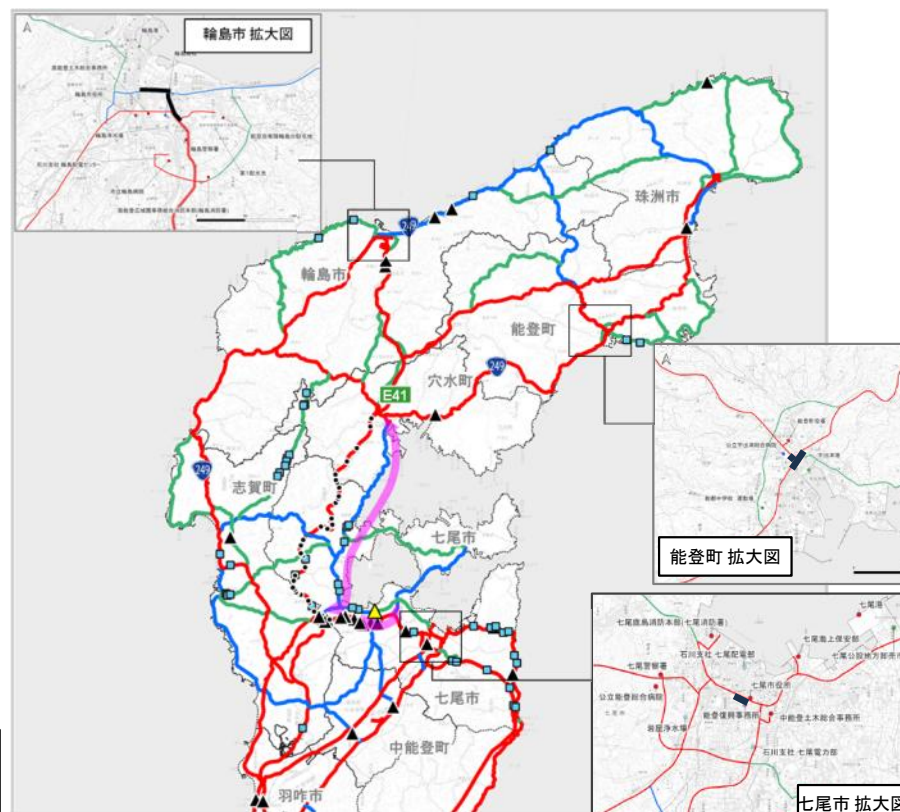
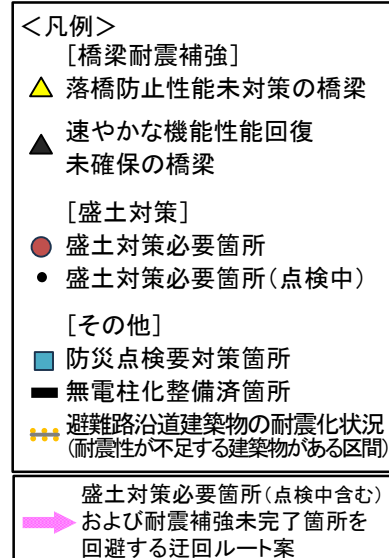


図6：優先啓開ルート上のリスクと迂回路

○能登半島のネットワークの課題

- ・能登半島における道路ネットワークの課題と今後の方向性について検討

【課題】

- ・三方を海に囲まれアクセスが限定
- ・高規格道路は能越道、のと里山海道のみ
- ・奥能登地域は緊急輸送道路の密度が小さい など

【広域道路ネットワーク基本方針】

- ・「拠点連絡」「信頼性・対災害性」「観光周遊」の3つのサービスの柱でそれぞれネットワークを検討し、基本方針としてとりまとめ

求められるサービス・機能	凡例	概要
拠点連絡	←■■■■■■→	・南北に細長い能登半島における能登地域全体での連絡強化 ・各拠点を道路種別や管理主体にとらわれず、一連のサービス速度で連絡
信頼性・対災害性	◀■■■■■■▶	・地域生活や産業活動に必要な医療・物流・生活インフラ拠点を結ぶ ・耐震性や復旧性を備え、災害時にも機能するネットワーク
観光周遊	<■■■■■■>	・能登の絶景、自然の恵み、祭礼・伝統技術など、魅力的な能登を周遊する観光圏形成(「道の駅」、サイクルツーリズム、風景街道等に配慮)



図7：能登半島における広域道路ネットワーク基本方針

○複合災害への備え

【他の自然災害との複合災害】

- ・地震・津波発生後に大雨や大雪が加わる被災シナリオを設定
- ・シナリオに基づく各種リスクを図示し関係者間で共有

【原子力災害との複合災害】

- ・志賀原発の避難ルートと道路啓開ルートとの関係を確認
- ・複合災害発生時には、関係機関と連携し、避難ルートについても道路の被災状況を速やかに把握した上で、道路啓開を実施

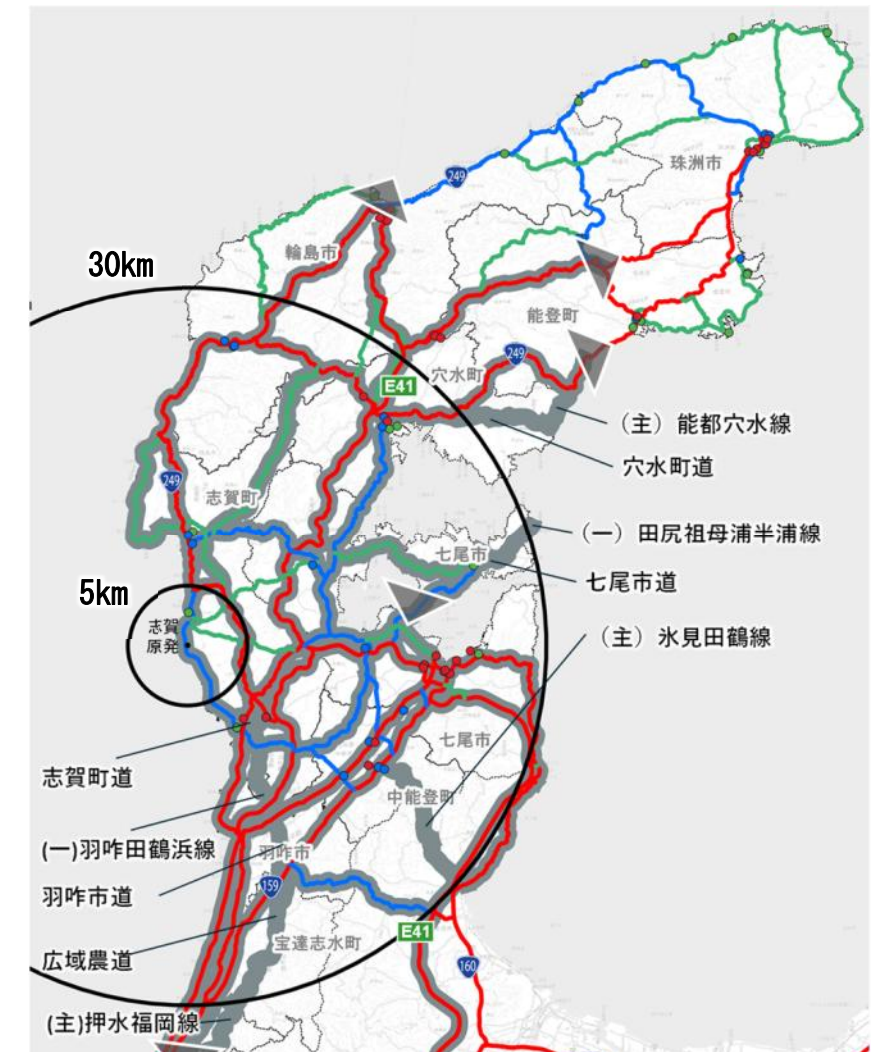
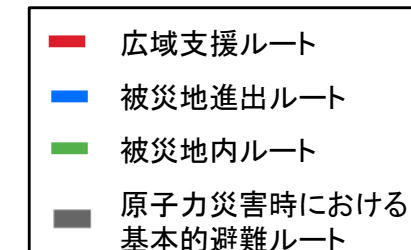


図8：啓開優先ルートと志賀原発に係る基本的な避難ルート

道路啓開計画【地震・津波編】 今後の予定（案）

令和8年5月～7月

各県単位 道路啓開計画策定協議会 設立

令和8年5月19日 石川県 第1回協議会開催

令和8年7月16日 富山県 第1回協議会開催

令和8年7月29日 新潟県 第1回協議会開催



（ワーキンググループで実務的な検討を実施）

各県単位 第〇回道路啓開計画策定協議会 開催



令和8年内

石川県 道路啓開計画策定 策定・公表

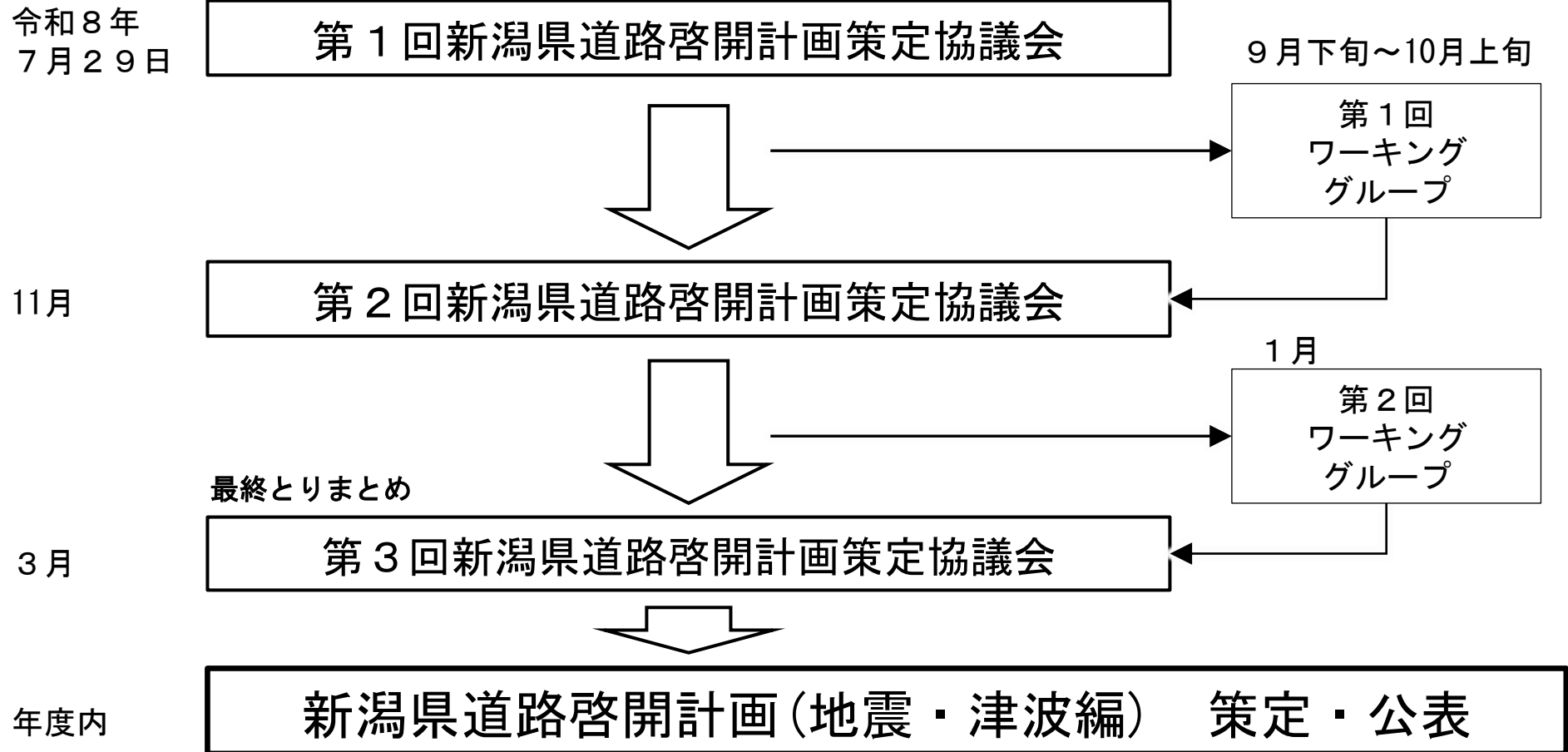
令和8年度内

新潟県・富山県 道路啓開計画策定 策定・公表

今後の進め方

令和8年7月29日

今後の進め方



※雪害、火山災害、風水害については別途策定予定